

## 【報道発表資料】

---

### 栗原市職員に対する懲戒処分について

本市職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行いましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1 対象職員及び処分内容

総務部	課長級	50代	男性	停職6月
総務部	課長補佐級	50代	男性	停職6月
総務部	係長級	60代	男性	停職6月

##### 2 管理監督責任

総務部	係長級	60代	男性	減給1月（1／10）
-----	-----	-----	----	------------

##### 3 事件概要

平成26年度発注の測量業務委託において、未完了にもかかわらず業務を完成したもののとし完了検査を行い「合格」とする虚偽の公文書を作成し、又は作成に関与し、契約額全額を委託業者に支払い、かつ、今日まで未完了であることを隠ぺい及び黙認し、現在に至り事実が判明するといった虚偽公文書作成及び不適切な事務処理が確認されたもの。

##### 4 処分年月日

令和8年1月29日

##### 5 市長コメント

このたび、平成26年度に発注した測量業務委託において、業務が未完了であるにもかかわらず、完成したものとして虚偽の公文書が作成され、契約額全額が支払われたうえ、長期間にわたり未完了のまま放置されていたという、断じて許されない不正かつ重大な事案が判明いたしました。

本件には、3名の職員がかかわり、公務に対する信頼を根底から揺るがすものであり、市政運営に対する市民の皆様の信頼を著しく失墜させる、極めて深刻な事態であります。

また、当時の管理監督職にあっては、所属職員を指揮監督すべき地位にあったにもかかわらず、適切な指示・指導を行わず、このような事態を招いたことは、管理監督責任を著しく欠くものであり、強い憤りを禁じ得ません。

市といたしましては、本件を極めて重く受け止め、全職員に対し、公務に携わる者として、法令遵守と業務に対する責任の重さを改めて徹底してまいります。

市民の皆様に対し、心から深くお詫び申し上げます。